

静岡県公立大学法人物品等又は特定役務の調達手続に関する取扱細則

平成 31 年 2 月 1 日施行 細則第 61 号

令和 2 年 12 月 28 日改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの事務の取扱に関し、静岡県公立大学法人会計規則（以下「会計規則」という。）及び契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス若しくは同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（本細則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この細則は、法人の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが 12 月を超える場合は予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い

入れるとした場合の予定価格)を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
 - (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
 - (3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
 - (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

第4条 理事長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

- 2 理事長は、契約規程第4条第1項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第5条 理事長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規程第4条第1項の規定による審査については、随時にしなければならない。

- 2 理事長は、契約規程第4条第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調

達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに入札参加資格の審査に係る申請の時期及び方法等について、公示しなければならない。

3 理事長は、契約規程第4条第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

4 理事長は、契約規程第4条第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに入札参加資格の審査に係る申請の時期及び方法等について、公示をしなければならない。

5 理事長は、第3項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 調達する物品等又は特定役務の種類
- (2) 入札参加資格の有効期限及び当該機関の更新手続

6 理事長は、特定調達契約に関する事務については、指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第6条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、当該最初の契約に係る公告において当該最初の契約以外の契約に係る公告を当該入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を明示した場合に限り、24日前)に公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

(一般競争入札について公告をする事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達事項にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請の時期及び場所

(8) 第 11 条に規定する文書の交付に関する事項

(9) 落札者の決定の方法

2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約を担当する職員は、第 1 項の規定による公告において、当該公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手續において使用する言語を明示するほか、次に掲げる事項を英語で記載するものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(指名競争入札の公示等)

第 8 条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとするときは、第 6 条第 1 項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項の他、契約規程第 4 条第 2 項の規定による基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、するものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を第 1 項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、前条第 1 項第 6 号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告等に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第 9 条 理事長は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争入札に付そうとする場合において前条第 1 項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からその旨の申請があったときは、速やかに、その者が契約規程第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規程第 4 条第 2 項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第 8 条第 2 項に規定する事項及び第 4 項各号に掲げる事項

を通知しなければならない。

- 3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあつては第7条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争入札の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第11条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項は除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(落札)

第12条 会計規則第20条第2項の規定は、特定調達契約については、適用しない。

- 2 理事長は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約)

第13条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (2) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 法人の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合

- (8) 落札者が契約を締結しないとき。
- (9) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、別に定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、契約規程第 30 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。

(落札者の決定の通知等)

第 14 条 理事長は、特定調達契約について一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合に、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該請求をした入札者に書面で通知するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
- (2) 落札者の氏名及び住所
- (3) 落札金額
- (4) 当該請求をした入札者が落札者とされなかった理由(当該請求をした入札者の入札が無効とされた場合にあつては、その理由)

2 理事長は、特定調達契約について、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して 72 日以内に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札による場合には、公告等を行った日
- (8) 随意契約による場合には、その理由
- (9) その他必要な事項

附 則

- 1 この細則は、日欧協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この細則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。